

保健所における主な取組みについて

No	取組み項目	課名	H29年度 [概要(目的・内容・対象・件数・根拠法等)、課題等]	H30年度 [概要、方向性、考え方等]
1	難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)の大都市特例に基づく、都道府県から指定都市への難病関係事務の権限移譲への対応	保健医療課	<p>【目的】 難病法の大都市特例に基づき、平成30年4月1日以降大阪府から本市に権限移譲される難病関係事務を、適切かつ円滑に実施できる業務体制を構築する。</p> <p>【事業内容】 移譲事務のうち主要業務となる特定医療費(指定難病)助成事業の準備のため、平成29年度中に、 ○特定医療費(指定難病)助成システムの開発、運用 ○指定難病の認定審査会等の設置 ○条例、規則等関係規程の制定、帳票類の作成等の関連業務を確実に実施し、難病患者の医療費助成の申請受付から認定審査、受給者証発行、医療費支払に至る一連の業務スキームを確立する。</p>	<p>【目的】 平成30年4月1日以降、難病法の大都市特例に基づき権限移譲される難病関係事務、その主要業務である特定医療費(指定難病)助成事業を適切かつ円滑に実施する。</p> <p>【事業内容】 ○特定医療費(指定難病)助成について、市内7,000人に及ぶ受給者の申請受付から認定審査、受給者証発行に至る受給者管理をシステムを利用して、迅速かつ的確に処理する。 ○特定医療費の支払を遅滞なく、適正に実施する。</p>
2	骨髄移植の普及促進	保健医療課	<p>【目的】 骨髄等の移植を必要とする白血病等の患者を1人でも多く救うため、骨髄移植について普及促進を図る。</p> <p>【主な取組内容】 ○献血併行型ドナー登録会の拡大 (平成28年度:4回 35人、平成29年度:11回 118人) ○骨髄移植「語りべ」講演会と啓発映画「迷宮カフェ」上映会開催(10月8日(日)サンスクエア堺 102人) ○NPO法人関西骨髄バンク推進協会と協定を締結(11月15日)し、普及啓発の取組みの強化 ① 骨髄移植についての理解の促進 ②ドナー登録者の増加 ③ドナー骨髄提供をしやすい環境整備(ドナー支援金) ※NPOとの協働によるクラウドファンディングを活用した資金調達 ○大阪府及び上記NPO法人との協働によるドナー登録会説明員養成研修会の開催(3月16日)</p>	<p>NPO法人関西骨髄バンク推進協会をはじめとする関係団体、関係機関との連携を強化しながら、献血併行型ドナー登録会や協定に基づく事業の実施等、骨髄移植普及促進の取組みの一層の充実を図る。</p>
3	アスベスト対策における市民の健康に関する取り組み	保健医療課	<p>【目的】 過去に石綿にばく露した可能性のある方に対し、健康被害への不安を和らげるとともに、健康状態を確認し、今後の健康管理に役立てる。また、石綿関連疾患を発症した方に対し、速やかな救済措置を行う。</p> <p>【主な取組内容】 ○石綿(アスベスト)検診 ①検診の実施 市内3医療機関に委託して実施。 (受診者 H27:46人、H28:26人、H29:45人) ②受診勧奨、制度の周知 ・「アスベスト講演会」を開催(6月3日、参加者 193名) ・講演会の開催案内及び検診内容を掲載したチラシを配布 ・広報紙(H28:1回→H29:4回掲載)、ホームページに掲載 ③受診者の健康管理の支援 「アスベスト健康手帳」を受診者全員に配布</p> <p>○石綿健康被害救済制度 ①給付申請の受付 ②制度の周知(広報紙、ホームページに掲載)</p>	<p>堺市アスベスト対策推進本部会議 啓発検討部会との連携のもと、市民団体や(独)環境再生保全機構など関係機関の協力を得ながら、検診制度の周知のほか、アスベスト健康被害についての正しい知識の普及啓発など、アスベストにかかる市民の健康に関する取組みについて更なる充実を図る。</p> <p>【取組予定】 ○石綿(アスベスト)検診 平成30年9月～11月に実施の予定</p> <p>○市民向け講演会 啓発検討部会と連携し、開催の予定</p> <p>○石綿健康被害救済制度 ①給付申請の受付 ②制度の周知(広報紙、ホームページに掲載)</p>

4	結核の取組み	感染症対策課	<p>【結核ハイリスク者健診】                  目的:結核のハイリスクグループといわれる高齢者、生活困窮者、高まん延地域からの入国者に対し、健診を実施し、患者の早期発見・まん延防止に取組む。                  内容:胸部エックス線検査                  対象:シルバー人材センター                  結果:98名受検                  要経過観察者や要精密検査者に対し、受診結果確認し、結核との診断は無し。                  根拠法:結核に関する特定感染症予防指針                  結核対策特別促進事業</p>	<p>【結核対策】                  H29年 結核り患率 17.4(暫定)                  り患率は年々減少傾向である (H28年 19.5)</p> <p>○患者管理・・・結核患者全員にDOTSを引き続き行い、実施率95%以上(国基準)をめざす。                  ○接触者健診・・・受診率の向上をめざし面接や電話での勧奨を継続し発病の早期発見、まん延の防止に努める。                  ○ハイリスク者健診・・・ハイリスクグループの選定と健診を実施し、結核への啓発と患者の早期発見を行う。                  単発の健診とならないように、肺がん・結核検診の周知や定期健康診断の導入など継続的な受検につなげる。</p>
5	その他感染症の取組み	感染症対策課	<p>【肝炎フォローアップ事業】                  目的:肝炎ウイルス検査による陽性者に対し、相談や啓発、早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。                  内容:B型肝炎・C型肝炎ウイルスが陽性または感染している可能性が高いと判定された人に受診状況等現況の確認と未受診者の受診勧奨。                  結果:合計50名(要精密検査受診率 76.3%)                  根拠法:肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針</p> <p>【HIV研修会】                  目的:高齢化が進むHIV/エイズ患者に対する、地域の医療機関や介護施設の理解を深める。                  中核拠点病院である、市総合医療Cとの連携を図る。                  内容:堺市HIV研修会(市総合医療Cとの共催)                  対象:医療機関・介護保険施設・訪問看護ST・各保健センター                  結果:34施設 63名参加                  課題:地域の受け入れ体制整備を継続して取組む。</p>	<p>【その他感染症】</p> <p>○国の「平成32年度までに排除状態を達成する」方針により、風しんについて、1例発生からの積極的疫学調査対応を行う。                  ○疫学調査班の研修開催や、検疫所や府で実施される訓練や研修会に参加し、平時から危機対応に備えてのスキルを身に付ける。                  ○夜間 HIV検査に梅毒検査を同時実施し受検機会を拡大する。                  ○HIV検査の更なる充実を図るため、検査場所の移転や即日検査での抗原・抗体検査を実施する。                  ○HIV/AIDSに対する理解を深めるために、医療機関や介護施設等に対し医師会や中核拠点病院と連携し研修会を開催する。                  ○肝炎フォローアップ事業の評価と、より効果的な実施内容の検討、国や府の制度変更を注視し、必要な対応を行う。</p>
6	予防接種事業	感染症対策課	<p>【麻しんの接種率の向上】                  国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳、就学前と各健診等の案内時に案内チラシを送付し、年度当初には市内幼稚園・子ども園を通じて個別通知を送付。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付。                  結果:(平成29年度見込)麻しんの予防接種接種率96.2%</p> <p>【接種体制の確保】                  日本脳炎ワクチンの一部メーカー製が熊本地震の影響により、一定期間供給停止となったが、販売業者及び卸売業者に対し、他のメーカー製の出荷の前倒し等を要望し、また、特定の医療機関に偏在が生じないよう、卸売業者と連携し、調整を行った。</p> <p>今冬のインフルエンザワクチンの生産・供給が全国的に遅れたことから実施期間内(平成30年1月31日)までに接種できなかった方に対して期間延長(平成30年2月1日から3月31日まで)の救済措置を行った。</p>	<p>【特別の理由による任意予防接種費用助成制度の創設】                  定期接種の免疫が骨髄移植手術等によって失われた場合の再接種費用を助成することで、疾病の発病及び感染症のまん延を防止するとともに、被接種者(保護者)の負担軽減を図る。</p> <p>【高齢者の肺炎球菌予防接種】                  国の定める対象者について、5年間(平成26～30年度まで)の経過措置が終了することから、継続して広報さかい、市ホームページ等で周知を行う。また、制度に関しての国の動向を注視し、変化があった場合には必要な取組みを実施する。</p> <p>【ワクチンの安定供給】                  特定の感染症の流行や天災による生産体制への影響等により、ワクチンの供給量が不安定になる可能性があることから、製薬会社等と連携し、一部の医療機関にワクチンの偏在等が起こらないよう取組む。</p>

保健所における主な取組みについて

資料3

7	HACCP(ハサップ)による衛生管理の普及	食品衛生課	<p>HACCPによる衛生管理は、欧米の先進国を中心に義務化が進み国際標準となっているため、厚生労働省は食品衛生法を改正し義務化する方針を示している。</p> <p>今後、HACCPに関する知識の普及と衛生管理の技術的支援等により、事業者が段階的にHACCPを導入できるような取組みの推進と監視員の監視技術向上が課題となっている。</p> <p>H29年度は、食品製造施設を中心にHACCP導入状況を調査している。現時点で約50施設を調査したが、導入しているのは16施設程度であった。</p> <p>※HACCP(ハサップ)とは 原材料から最終製品に至るすべての製造工程において、どのような危害発生の可能性があるかを分析し、危害発生を防止するために重要な工程を管理し、記録化する衛生管理の手法のこと。</p>	<p>H29年度の調査結果をもとに、HACCP導入に意欲のある事業者と連携し、HACCPに関する知識の普及、施設への具体的な技術的支援等により、HACCP導入施設の増加につなげる方針である。</p> <p>また、施設への技術的助言、導入支援を経験することで培われる監視技術の向上により、HACCP普及に対応できる監視員の育成を図る。</p>
8	カンピロバクター食中毒等の発生防止対策	食品衛生課	<p>カンピロバクター食中毒の主な原因は、生や加熱不十分な鶏肉である。本市では、H27年に3件、H28年に4件のカンピロバクター食中毒が発生し、いずれも鶏肉の生食等が原因と推定されるものであった。</p> <p>背景として、事業者、消費者ともに鶏肉の生食に対するリスクの認識が不十分であることが指摘されている。鶏肉に限らず食肉(牛・豚)を生食等することは、腸管出血性大腸菌のリスクもあり、事業者への監視指導だけでなく、講習会、啓発イベント、ホームページ等により積極的に食中毒の発生防止にむけた取組みを行った。</p> <p>平成29年、本市でのカンピロバクター食中毒は0件であった。</p>	<p>厚生労働省のH29全国食中毒発生状況(速報値)によると、最も発生件数が多かったのはカンピロバクターであった。</p> <p>引き続き、事業者への監視指導、講習会、啓発イベント、ホームページ等により事業者、消費者双方にむけた食中毒予防の取組みを行う。</p>
9	食品表示の適正化	食品衛生課	<p>H29年9月より全ての加工食品の原料原産地表示が義務化(H34年3月末まで猶予期間あり)されるなど、表示ルールは複雑になっており、事業者への正しい表示知識の周知が課題となっている。</p> <p>H30年2月には、大阪府との共催事業として事業者向けの食品表示講習会を堺市役所で開催し、表示知識の普及と監視指導により適正表示にむけた取組みを行っている。</p>	<p>表示誤り等の不適切な表示の排除にむけて、事業者への監視指導を行うとともに、講習会、ホームページ等により正しい表示の知識の普及を図る。</p>

保健所における主な取組みについて

資料3

10	新たな犬猫の譲渡について	動物指導センター	<p>市では、「市で収容した犬猫に新たな飼い主を探す。」また、「犬猫を飼育することが困難になった人が新たな飼い主を探す。」ため、各々犬猫を譲りたい人、飼育したい人の登録をさせていただいています。</p> <p>件数は、資料のとおりです。</p> <p>特に市で収容した犬猫の譲渡にあたっては、高齢の方や独居の方が希望されることも多い。しかし、一方で独居高齢者が病気などにより世話(飼育)が出来なくなったり、亡くなられたりすることでトラブルになることも少なくない。</p>	<p>高齢者の方が飼育希望の申請をされる場合、その後、飼育に問題が生じないように後見人のような人を事前に確認しておいてもらうようにする。</p> <p>従来から、登録していただいた方には犬猫の年齢、そしてご自身の年齢、飼育にかかる費用などについて、案内させていただいているが、申請書の中に申請者以外で継続飼育できる方を記載していただくようにするものです。</p> <p>適正飼育の啓発をより進めていくため、ひいては、殺処分数を減らすため、平成30年度から新制度の運用を予定している。</p>
11	適法な宿泊施設(民泊)の確保について	環境業務課	<p>旅館業法に基づく許可、及び許可施設に対する年1回の立ち入り検査を実施することで、適法な宿泊施設を確保し、宿泊者及び市民の安全安心を守る。</p> <p>また、旅館業法に基づく許可を取得せずに営業している場合は、実態を確認の上、営業をやめるよう指導、若しくは許可を取得するよう指導する。</p> <p>宿泊仲介サイトを介し、無許可で営業している宿泊施設(いわゆる民泊)への対策が喫緊の課題である。</p>	<p>現行の旅館業法に加え、住宅宿泊事業法が平成30年6月15日から施行される。旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、宿泊施設に対し適切に対応することで、市民の安全安心の確保に努めていく。</p>
12	浄化槽の定期検査受検率向上への取組み	環境業務課	<p>浄化槽法第11条に規定する定期検査の受検について、これまでも立入指導を実施してきたところであるが、受検率の向上は喫緊の課題となっている。</p>	<p>本市内では、ほとんどの区域が下水道公示区域であるため、下水道部局と連携して、浄化槽の維持管理や下水道接続についての規定を十分に説明し、下水道接続指導とあわせて定期検査受検指導を行い、受検率向上に繋げていく。</p> <p>また、広報やホームページによる啓発に加え、定期検査受検について個別に通知文書を送付し、啓発を強化する。</p>
13	不快害虫等に対する市民意識の向上と自主防除対策を促進する情報発信の拡充と啓発の強化	生活衛生センター	<p>各不快害虫の発生期の前に、ホームページや広報、配架冊子等を通じた市民啓発を戦略的に展開することで、害虫の生態や対処方法などに関する市民理解の高揚と、自主的な防除・駆除行動を促進することで、市民生活の安全安心の確保に寄与する。</p> <p>①市民通報の内容及び経年の対応実績を踏まえ、効果的な啓発の実施時期を逸さないよう、広報への記事掲載やホームページの適宜更新を実施する。</p> <p>②市民生活への影響を考慮し、先進的にチラシを自前作製し、市政情報コーナー(センター)などへの配架を拡充する。</p> <p>③センター1階に開設した市民啓発コーナー『むしむしランド』への誘導を促進するため、展示内容を適宜更新し、情報発信を拡充する。</p>	<p>昨年に引き続き、市民理解の高揚と、自主的な防除・駆除行動を醸成する情報発信と啓発を展開する。その一環として、次の取組みを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民通報に対する訪問調査回数をできるだけ増やし、フェース・トゥ・フェースを基本とした市民目線に応じた啓発実施に努める。</li> <li>●前年度の指導実績と効果を検証し、市民広報・啓発のさらなる創意工夫を図るとともに、SNSの活用など市民参加の情報発信手法についての事例研究を行う。</li> </ul>